



次世代医療基盤法

令和 4 年 4 月 2 7 日
内閣府健康・医療戦略推進事務局
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局総務課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

次世代医療基盤法に基づく事業者の認定について

本日、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）に基づき、主務府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）において、以下の事業者を認定しました（事業実施体制は別紙）。

- 認定匿名加工医療情報作成事業者：一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構
（医療情報を取得・整理・加工して匿名加工医療情報を作成・提供する事業者）
- 認定医療情報等取扱受託事業者：株式会社日立製作所
（認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業者）

なお、平成 30 年 5 月の同法施行後、認定を受けた事業者としては 3 例目となります。

【参考】

- 政府広報オンライン（暮らしに役立つ情報）「一人ひとりの医療情報が“明日の医療”につながります。」
: <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201811/1.html>
- 内閣府健康・医療戦略推進事務局ホームページ「次世代医療基盤法」
: <https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html>